



年 発 1 0 0 5 第 2 号
平成 2 7 年 1 0 月 5 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 27 年 10 月 5 日に施行されることに伴い、企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについては、別紙「企業年金等に関する特定個人情報の取扱い準則」によることとしたので、遺漏のないように取り扱われたい。